平成２６年（フ）第７９２号
京都市右京区山ノ内山ノ下町19番地14　ラハイナ102号室、前住所京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地１棟407号室
破産者　梅井　勝利
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４０２号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目２番地の４
破産者　相生防水こと　玉田　一也
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１５号
兵庫県西宮市一ケ谷町３番２―514号
破産者　西宮瀬戸電気こと瀬戸電気こと　瀬戸和重
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井278番地、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字陸上44番地２
破産者　小山　俊郎
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８２号
高知市百石町３丁目８番13号
破産者　曽我部孝俊
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５１号
高知市竹島町154番地７
破産者　坂本　研二
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７８号
北九州市八幡西区永犬丸東町２丁目24番21号
破産者　津島　鋭介
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１２号
沖縄県浦添市宮城５丁目10番１号
破産者　新城　房子
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１８１７号
岡山県総社市中央６丁目４番地104　ラ・メゾン・ジョワイユーズ102、破産手続開始決定時の住所福岡市西区今津4801番地35
破産者　松村　康子
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８６８号
福岡市博多区堅粕１丁目25番１―915号
破産者　焼肉屋安どん（旧安東）こと安本こと　金　　美鈴
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６５号
福岡市南区柏原３丁目23番22号
破産者　牧山　　修
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６８８号
札幌市中央区宮の森３条４丁目３番11―205号
破産者　西田　隆司
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０号
栃木県栃木市片柳町２丁目48番７号　チェリー片柳Ａ棟101
破産者　平田　正典
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１２４４号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡３丁目10番17号
破産者　大村　紘一
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１３号
横浜市神奈川区菅田町2853番地　プリムラハイツ103号
破産者　吉原　克美
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
富山市五福3609番地２
破産者　金谷　正治
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９３号
岐阜県関市星ケ丘11番４号
破産者　奥村　　巖
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第５４７号
北九州市小倉南区沼新町２丁目13番20号、開始決定時の住所北九州市小倉南区下吉田３丁目２番７号
破産者　廣瀬千代喜
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部